

食育の促進を考える「地産地消in徳島」



かけはし
21

第6号

発行所
徳島県農業会議
徳島市かちどき橋
徳島県林業センター
編集発行人
多智花 俊 裕

目次	
一	「地産地消in徳島」が開催………1
二	農地政策の再構築に向けた提案………2
三	加入者十万人早期達成3カ年計画………3
四	集落営農法人（農くしゅ）誕生………4
五	田畑価格調査・ニンジン機能性………5
六	行事予定・転用許可面積・図書紹介………6



地場農産物の地域内での活用について考える「地産地消in徳島」（全国農業会議所など主催）が2月14日、徳島プリンスホテルで開催され、西日本の各地から農業・教育関係者や消費者ら130人が出席して研究・討議が行われた。

地場農産物を学校教育に活用している愛媛県の矢野強四国中央市農業委員会会長からの実践事例報告と、学校給食や食育に先進的に取り組んでいる6人によるパネルディスカッションが行われた。

自ら近隣の小学生などを集めて体験農業などに取り組んでいる本会議常任会議員の植田美恵子さんは「出来た物を与えるだけでなく、自然の中で子供達が作物を育てることが食育につながり、作物は生きているというところを家庭内で課題として取り上げられることこそ食育につながり、広がると思う」と指摘。

食育を学校教育の中核にしている高知県南国市の西森善郎教育長は「地元の食材を使うとコスト高になるが、安全で安心な食材を使用するためにはJA

や関係機関の連携が重要である」と話した。

福岡県古賀市から参加した女性農業委員は「とても、いい勉強になりました。いままです学校給食に力を入れてきたが、それ以上に子供達や両親、生産者から消費者などに食育の重要性をもっと理解を願う必要があると思いました。6人で来ておりますので帰りの列車の中で取り組みなどについて話し合いながら帰ります」と話してくれた。

あぜ道の声

【意見交換会等における提言を建議に反映】

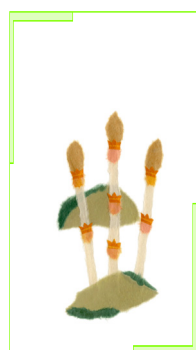
農業会議が、農業者の公的代表機関としての役割を果たす活動の最重点課題として取り組んでいる、「徳島県重点農業施策に対する知事への建議」活動は、今後の徳島県農政が積極的に展開されるようにとの願いを込めて、毎年度行っている。

昨年度は、県において新年度予算編成についての議論が本格的に始まる前の9月12日に実施したが、建議の内容がどのように予算に反映されるか、六月補正となる19年度の予算編成作業に期待がかかる。

建議内容のとりまとめに当たっては、農業委員会活動における認定農業者や消費者等との意見交換会、交流会などでの議論を踏まえた提言等をベースに、常任会議員会議をはじめ、地域における農業委員会活動を踏まえた提言など、幅広く盛り込んでいる。

活力ある農業・農村の再構築に向けて、農業委員会活動への期待が高まる中、正に農政活動の基礎となるこの取り組みが更に活発に展開され、積極的な意見・提言に結びつくことを期待したい。

また、意見交換会や交流会に首長さんの出席を促し、農業委員会が如何にして地域の期待に応えているかを実際に感じてもらいたくことで、力強い応援団になっていただけるものと確信する。（T・T）



農地政策の再構築に向けた提案

今、農林水産省をはじめ、各方面において農地政策の改革に向けた検討が行われている。農業委員会系統組織としても、有識者による検討会や農業経営者からの意見聴取、農業委員会段階からの組織検討を基に、農地政策の再構築に向けた提案（素案）を行うこととなっている。今後の農地政策の検討や具体的な見直しに反映されるよう、来る5月31日の全国農業委員会会長大会において決議し、政府・国会等に対して要請活動を展開することとされているので、その内容の一部を掲載する。

提案の内容

今回の提案内容のうち、とくに、本県において農地政策上関心が高く、大きな課題となっている事項について抜粋掲載したので、各農業委員会から意見を寄せられたい。

【公共・環境資源としての農地の確保と保全】

○農業用関連施設の農地制度上の位置づけの明確化

農振・農用地区域内の農業用関連施設の設置について、農業経営基盤強化促進法と農地法の考え方を明確にするとともに、農業用関連施設について「農地」の範疇に位置づけることについて検討すること。とくに、ガラスハウス等の温室施設、キノコ栽培舎、農産加工施設、農産物直売所など、農業生産及び経営

に必要な施設の敷地の位置づけについて検討が求められる。さらに、このことに関連して、農地転用許可後の転用履行状況の確認と転用目的と異なる場合の措置について厳格化を図る必要がある。

○都市地域の農地の利用と評価の検討

都市及びその周辺の農地等について、原則として将来とも農地として維持することを目的に一定の開発規制と利用権設定を含む農地利用の長期化の義務付けを検討するとともに、併せて農地評価と課税のあり方についても今日的に検証する必要がある。

【新たな農地管理体制の体系的整備について】

○農地情報の一元的な管理及び利用調整の仕組みと関係機関・団体の機能を踏まえた再編成の方向について検討を行う必要がある。

ある。

○不在村者の所有農地の情報管理と有効活用を図るための農業委員会系統組織と農地保有合理化法人との連携事業の創設について検討する必要がある。

土地改良区域内の農地の転用目的での譲渡に際し、土地改良区に支払われた農地転用決済金等がある場合における譲渡費用の取扱について

土地や建物を譲渡した場合の譲渡所得税の計算は、これらの資産の譲渡価格から取得費と譲渡費用を差し引いて行なわれているが、土地改良区域内において農地を農地以外に転用して譲渡する場合、土地改良法の規定などにより、土地改良区への農地転用決済金及び協力金等（以下「農地転用決済金等」という）の支払い義務が生じることがある。これまでは、この農地転用決済金等の取り扱いについては、譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用（資産の譲渡のために直接要した費用及び資産の譲渡価格を増加させるため譲渡に際して支出した費用）に当たらないとされてきた経緯があるが、この度、最高裁判所及び東京高等裁判所において、「土地改良区内の農地の転用目的での譲渡に際

して支払われた農地転用決済金等は譲渡費用に当たる」との判決があり、一定の要件を満たす農地転用決済金等については、譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用とするよう取り扱いが改められている。なお、詳しいことは最寄りの税務署資産課税（担当）部門にお尋ね下さい。

平成十九年度税制改正のポイント

平成19年度税制改正のうち、農業経営基盤強化準備金制度の創設については、前号に掲載したので、本号ではそれ以外の関係税制について紹介する。

【減価償却制度】

平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産については、償却限度可能額（取得価格の95%）及び残存価格を廃止し、耐用年数経過時点に、備忘価格の1円まで償却できることとする。とくに、250%定率法を導入する。なお、平成19年3月31日以前に取得をした減価償却資産については、償却可能限度額まで、償却した後5年間で1円まで均等償却ができるようになった。

【登録免許税の軽減措置】

利用権設定等促進事業により所有権移転した場合の登録免許税が1%から0.8%に軽減さ

れ、適用対象者の範囲を明確にした上で2年延長された。この軽減措置の適用対象者は、「農地移動適正化あつせん事業実施要領」に基づき農業委員会が定める「あつせん基準」を満たす者とされていることから、各農業委員会において、あつせん基準の整備が求められる。

【中小企業関係税制】

農業法人に多く見られるように、実質的な1人会社（特殊支配同族会社）のオーナーへの役員給与の一部を損金不算入とする制度について、適用除外基準である基準所得金額が800万円から1600万円に引き上げられた。

全国農業委員会会長大会が開催予定

全国の農業委員会会長が一堂に会し、農地政策の再構築に向けた政策提案を行い、「農地と担い手を守り活かす運動」を組織一丸となつて強力に推進することを目的に平成19年度の全国会長大会が次の日程で開催される。参加者については、現在、農業会議で取りまとめ中。

日時：平成19年5月31日、場所：東京都「日比谷公会堂」参加者：市町村農業委員会会長・職員、都道府県農業会議役員等（約二千人の参加者を予定）

加入者十万人早期達成3カ年計画

農業者年金「加入者十万人早期達成3カ年計画」の実現に向けた取り組みがスタート、加入推進班の整備と加入推進部長の設置等による加入推進特別対策を新たに実施。

新しい農業者年金制度発足5年目を契機として、農業者年金基金では制度定着の目安となる加入者10万人の早期実現を目指し、農業者のために再構築された有利な年金制度を将来に向けて発展させるため、「加入者十万人早期達成3カ年計画」を平成19年1月25日に作成しているが、いよいよその実現に向けた具体的な取り組みがスタートする。

この取り組みの中核は、各地域における加入推進体制の確立であり、具体的には合併前の旧市町村や集落単位に農業委員やJA役職員等による加入推進班を整備し、その加入推進班の指導的リーダーの役割を担う「加入推進部長」を設置することにより、地域の実態に即したきめ細やかな加入推進活動を展開することにある。

このため、農業者年金基金では地域における加入推進部長の活動をサポートするため、平成

19年度加入推進特別対策を新たに実施し、各市町村に設置される加入推進部長の活動経費や研修会参加費などを予算化することとしている。本県では県下24市町村で33人の加入推進部長の設置が予定されており、現在各農業委員会から報告を取りまとめているところである。

また、この3カ年計画を実現するために示された各都道府県別の新規加入の数値目標【本県は平成19年度から平成21年度の3年間で210人（毎年度70人）の新規加入】について、今後、本会議とJA徳島中央会で協議を行い、各市町村・JAごとに再配分したものを5月18日（金）の担当者会議で説明する予定である。

なお、当日は農業者年金基金の中川理事長にもお越しいただき、中央における情勢報告や平成19年度の加入推進の取組方針等についてご説明いただくこととしている。

ええですよ！徳島フェア開催される



去る3月30日から4月1日にかけて、徳島市内の量販店で「ええですよ！徳島フェア」が開催された。同時に、県が進めている「とくしま安2農産物認証制度」の認定を受けた産地の農産物が直売された。

徳島には豊かな自然が育んだ新鮮・高品質な農林水産物が豊富にあるが、消費者には知られていないことが結構多い。そこで、安全で安心できる農産物を届けようと懸命に努力している生産者と、生産者の顔が見え身近に感じられる産品を買い求めたいとする消費者を、量販店の店頭でマッチングさせることで、購買意欲を高めようと

いうものである。この狙いは正に功を奏した格好で、生産者や消費者、そして量販店の担当者にも好評であったと聞いている。

このような取り組みが幅広く展開され、地産地消の良いイメージが定着することを願うものである。

定例常任会議情報

本会議では、19年度から常任会議員会議で審議された内容が、農業委員会の活動等に反映されるよう定例会議に提出した議事内容をPDF形式の資料にし、農業委員会へメールで配信することになりました。配信した資料については、農業委員会総会等で報告若しくは縦覧する等により、ご活用いただければ幸いです。なお、今後の議事内容については、本会等へ説明の要請をいただければ、極力対応することとしますので、ご配慮下さい。

定例常任会議情報	
1. 議事録	議事録は、本会議で審議された内容が、農業委員会の活動等に反映されるよう定例会議に提出した議事内容をPDF形式の資料にし、農業委員会へメールで配信することになりました。配信した資料については、農業委員会総会等で報告若しくは縦覧する等により、ご活用いただければ幸いです。なお、今後の議事内容については、本会等へ説明の要請をいただければ、極力対応することとしますので、ご配慮下さい。
2. 議事録の活用	議事録は、本会議で審議された内容が、農業委員会の活動等に反映されるよう定例会議に提出した議事内容をPDF形式の資料にし、農業委員会へメールで配信することになりました。配信した資料については、農業委員会総会等で報告若しくは縦覧する等により、ご活用いただければ幸いです。なお、今後の議事内容については、本会等へ説明の要請をいただければ、極力対応することとしますので、ご配慮下さい。

農事組合法人「くしぶち」設立



本県第2号の集落営農法人（農）くしぶち誕生

本年3月19日、本県では第二番目の集落営農法人となる農事組合法人くしぶち（小松島市

柳瀬町、代表理事浜田孝俊）が誕生した。小松島市の立江・柳瀬地区の認定農業者、ファームサービス受託者など8名による設立で、担い手型の集落営農法人である。経営規模が11軒で本年4月からスタートする品目横断経営安定対策の対象となる。

この8名は昨年10月に農業支援センターが開いた集落営農の説明会に参加。以後、この8名で2週間に1回のペースで集落営農についての勉強会を開き、集落営農の意義、メリット、目指すタイプ、税金問題などについて勉強を重ねてきた。

地区には200軒ほどの基盤整備されたまとまった農地があるが、1戸当たりの経営規模は零細で米価の下落や高齢化の進行で農業経営の維持が困難となっていた。この法人の設立により地区の農家が抱えていた水稲の生産コスト問題や担い手問題が解決されるだけでなく、新たな農業の展開が期待できる。

現在、法人に参加しているのは地区の一部の農家であり、法人に集積されている農地も地区の一部の農地であるが、高齢化の進展や農機具の更新の問題で、今後、この法人に参加する農家や農地を預ける農家が増加し、集落参加型の集落営農法人へと移行していく可能性もある。

進めよう！
集落営農



県担い手育成総合支援協議会がワンストップ支援窓口を設置



徳島県担い手育成総合支援協議会は、事務局を担う徳島県農業会議内（徳島市かちどき橋1丁目・林業センター内）にワンストップ支援窓口を設置した。

認定農業者等の担い手が、個々の経営状況に応じて必要な経営相談、法人化支援、農地の利用調整や農業経営などに係る支援がワンストップで受けられるよう相談窓口を設置したもので、今後はホームページを開設して、担い手情報を配信する。

【窓口担当者の紹介】

- ◇総括支援担当：丸山友良
- ◇経営支援担当：榎本 健
- ◇農業経営法人化・集落営農組織化支援担当：難波 力
- ◇農地利用支援担当：田中 智

【連絡先】

電話：088-621-3054
FAX：088-655-8364
メール：home@tokukaigi.or.jp

【制度金融相談窓口】

また、農林漁業金融公庫高松支店との連携で開設している「制度金融相談窓口（毎月第2・第4木曜日）」の定例相談活動についても本年度も引き続き実施することとしている。

【相談いただける内容】

- 農地の取得、改良造成
- 農業用施設、機械の購入
- 家畜購入・育成費、果樹等の新植、改植
- 運転資金、借入金負担相談
- 災害時における減収の補填
- 新規就農に関する相談等

田村能洋氏（阿南市）農林水産省経営局長賞受賞

経営感覚に優れた認定農業者として、阿南市山口町の田村能洋氏が2月26日東京で全国から認定農業者や関係者など300人が出席して開かれた「平成18年度全国優良担い手表彰・発表会」の席上、優良認定農業者の個人・施設型部門において農林水産省経営局長賞を授与された。田村氏は、EM農法により労力の省力化と併せて面積当たり大幅な収量アップや認定農業者組織「阿南プロファーマー」の会長として、地域の担い手育成等の活動が評価されて表彰されたもの。

田畑売買価格調査結果まとめ

平成18年度に市町村農業委員会の協力により田畑売買価格を調査し農業会議がまとめた。これは統計調査として、昭和32年度から農業委員会が旧市町村区域を調査対象として全国的に継続している動向調査で、都市計画法に該当する市町村と

該当しない市町村に分け、耕作目的と使用目的変更の中田・中畑売買価格となっており、県平均・都市地域・平地農業地域・中間農業地域・山間農業地域に分けて集計を行ったものである。

Ⅰ 耕作目的の田畑売買価格 (10a当たり千円)												
都市計画法による区分												
1) 該当市町村平均												
農用地内	市街化調整区域	年度	県平均	都市地域	平地地域	中間地域	山間地域	県平均	都市地域	平地地域	中間地域	山間地域
		17	8,882	14,073	5,799	5,683		9,743	16,373	6,109	5,733	
		18	8,346	14,840	5,514	5,818		8,646	16,555	5,868	4,764	
		19	3,049	2,200	2,800	4,283	470	1,770	367	2,400	2,606	267
農用地外	市街化調整区域	18	1,248	2,155	1,350	880	403	886	1,517	2,400	425	400
		17	11,382	20,410	6,811	5,684		11,593	20,418	6,950	5,684	
		18	10,263	21,028	6,424	5,819		10,159	21,241	6,727	4,801	
		19	3,177	2,400	2,800	4,458	407	2,182	1,700	2,400	2,994	267
市街化区域	その他の区域	18	1,339	2,320	2,700	1,080	403	923	1,665	2,400	425	266
		17	60,961	87,150	30,633	21,000		62,183	89,150	30,633	22,000	
		18	58,961	91,833	24,633	29,000		60,183	94,055	24,633	29,666	
2) 該当しない市町村平均												
農用地内	市街化調整区域	年度	県平均	都市地域	平地地域	中間地域	山間地域	県平均	都市地域	平地地域	中間地域	山間地域
		17	2,623	4,000	6,020	2,383	1,360	2,062	8,400	5,392	1,475	920
		18	2,606	3,500	5,907	2,428	1,452	2,024	8,400	5,866	1,502	880
		19	2,098	6,100	2,600	2,496	1,387	1,591	12,200	3,158	2,037	913
農用地外	市街化調整区域	18	2,008	7,850	2,385	2,385	1,400	1,470	12,200	2,140	1,749	908
Ⅱ 使用目的変更売買価格 (3.3㎡当たり円)												
都市計画法による区分												
○ 該当市町村平均												
① 市街化区域の平均												
住宅用地	国・県道・鉄道用地	年度	県平均	都市地域	平地地域	中間地域	山間地域	県平均	都市地域	平地地域	中間地域	山間地域
		17	241,106	322,583	162,680	124,333		252,110	326,750	178,917	124,333	
		18	248,221	321,500	176,552	122,333		357,358	520,666	178,124	122,333	
		19	433,333	433,333				433,333	433,333			
工業用地	国・県道・鉄道用地	18	433,333	433,333				433,333	433,333			
		17										
		18										
		19										
学校・公園・運動場・病院等	国・県道・鉄道用地	17										
		18										
		19										
		20										
② 市街化調整区域の平均												
住宅用地	国・県道・鉄道用地	年度	県平均	都市地域	平地地域	中間地域	山間地域	県平均	都市地域	平地地域	中間地域	山間地域
		17	102,018	135,583	92,625	61,500		106,109	135,583	101,040	59,833	
		18	75,143	145,000	71,727	97,857	60,655	69,964	145,000	70,630	91,714	54,034
		19	122,500	171,667	80,000	66,667		122,500	171,625	80,000	66,667	
工業用地	国・県道・鉄道用地	18	89,873	40,000	122,600	138,285	61,581	87,321	40,000	122,200	130,857	60,331
		17										
		18	26,964			41,250	19,821	28,390			38,250	24,007
		19	57,000	57,000				57,000	57,000			
学校・公園・運動場・病院等	国・県道・鉄道用地	18	27,220		47,000	45,000	8,773	19,664		47,000	25,000	660
③ その他の区域の平均												
住宅用地	国・県道・鉄道用地	年度	県平均	都市地域	平地地域	中間地域	山間地域	県平均	都市地域	平地地域	中間地域	山間地域
		17	61,500	75,000	75,000	60,833	25,000	58,500	75,000	75,000	55,833	25,000
		18	75,143	145,000	71,727	97,857	65,655	69,964	145,000	70,636	91,714	54,034
		19	77,500	80,000	75,000			77,500	80,000	75,000		
工業用地	国・県道・鉄道用地	18	89,873	40,000	122,600	138,285	61,581	87,321	40,000	122,000	130,857	60,331
		17										
		18	26,964			41,250	19,821	28,900			38,250	24,007
		19	39,600	39,600	39,600			39,600	39,600	39,600		
学校・公園・運動場・病院等	国・県道・鉄道用地	18	27,220		47,000	45,000	8,773	19,664		47,000	25,000	660
都市計画法の指定をうけていない市町村												
住宅用地	国・県道・鉄道用地	年度	県平均	都市地域	平地地域	中間地域	山間地域	県平均	都市地域	平地地域	中間地域	山間地域
		17	76,196	145,000	72,308	86,354	64,748	70,606	145,000	71,475	81,276	55,123
		18	75,143	145,000	71,717	97,857	60,655	69,694	145,000	70,636	91,714	54,034
		19	92,941	40,000	122,600	105,033	73,731	91,985	40,000	122,600	111,119	70,619
工業用地	国・県道・鉄道用地	18	89,873	40,000	122,600	138,285	61,562	87,321	40,000	122,200	130,857	60,331
		17	34,533			59,472	19,569	31,506			53,805	18,126
		18	26,964			41,250	19,821	28,390			38,250	24,007
		19	37,790		47,000	45,000	23,773	31,340		45,150	66,667	20,440
学校・公園・運動場・病院等	国・県道・鉄道用地	18	27,220		47,000	45,000	8,773	19,664		47,000	66,000	

ニンジン機能性

1. 私の体験に基づくニンジンの効能

私が「とくしま安2農産物認証制度」の現地検査に農家を訪れた際、農家が「まあ飲んでみないだあ」といって出された本生のニンジンジュースを飲み干した瞬間、「うまい！」と思わず声をあげた。

農家曰く、「時期になったら毎日飲みますよ」。それ以来、ほぼ毎日飲み続けて丸3年、血液検査では、上を向いてきた矢印が「GTP」を除いてなくなった。体調もすこぶる良い。少なくとも私にとっては、にんじん様々であり、機会があれば吹聴している。

2. 原産地等

アフガニスタンが原産地のセリ科の植物。12世紀に中国とヨーロッパに伝えられ、日本には1600年代に中国系の商人によってもたらされたといわれている。

3. にんじんの機能性

(1) 細胞の老化を防ぎ、ガン予防にも効果

ニンジンに豊富に含まれているベータカロテンは、抗酸化作用を発揮して、老化を早める活性酸素による害を防ぐだけではない。

く、体内で必要な量だけ、ビタミンAに変わって、皮膚や粘膜を健康に保つ働きがある。

アルファカロテンも多く、ガン予防の効果が期待されている。

(2) 緑黄色野菜の王様

食物繊維やビタミンB1、B2、Cのほか、鉄分やカリウム、カルシウムなど様々な栄養分を含んでおり、緑黄色野菜の王様にふさわしい。

4. カロテンの上手な摂り方

(1) 摂取の仕方に留意

カロテンは、油に溶けやすく一緒に摂取することで、ビタミンAとしての吸収率がよくなる。因みに、生では1割程度であるが、煮ることで3割、油で調理すると5〜6割と飛躍的に向上する。

また、カロテンや甘みは外皮に近い方に豊富に含まれている。ビタミンCは、保存中に次第に減ってくるが、冷蔵庫に保管しておくことで減り方が少ない。

(2) 破壊酵素に留意

ニンジンには、アスコルビナーゼというビタミンCを破壊する酵素が含まれている。一緒に調理したほかの野菜のビタミンCも破壊されてしまうので、柑橘系の果汁や酢を混ぜ合わせると、損失が少なくて済む。

(文責：多智花俊裕)



徳島県農業会議等の行事予定

【常任会議員異動のお知らせ】
徳島県土地改良事業団体連合会から選出の本会議五号常任会議員に伊沢幸雄氏が就任されました。

会議等の行事予定	場所	対象者
4月		
17日	集落営農育成チーム第1回情報交換会	タウンホテル千代
18日	徳島県農業会議第319回常任会議員会議	徳島合同庁舎
19日	新規就農関係事業主任者会議	蚕糸開館
20日	農地構造対策主任者会議	JALシティ
24日	農業法人関係事業／農政主任者会議	蚕糸開館
25日	農地流動化担当者会議	中国四国農政局
26日	担い手育成担当者会議	中国四国農政局
5月		
7日～8日	上半期四国地区新聞・出版会議	ホテル千秋閣
9日	担い手育成総合支援協議会担当者会議	浅草ビューホテル
14日	19年度上期農業委員会会長事務局長会議	ホテル千秋閣
17日	都道府県農業会議会長会議	虎ノ門パストラル
18日	平成19年度農業者年金業務担当者会議	JA会館8階
23日	徳島県農業会議第320回常任会議員会議	徳島合同庁舎
26日	新農人フェア07	梅田スカイビル
31日～1日	全国農業委員会会長大会	日比谷公会堂
6月		
9日	新・農人フェア07	梅田スカイビル
18日	徳島県農業会議第321回常任会議員会議	徳島合同庁舎

徳島県農業会議常任会議員
会議で処理した農地法第四條・第
五條の転用許可面積は右表（2月
～4月）のとおりとなった。

農地法第4条・第5条転用許可の面積

単位: m²

	住	宅	植	林	倉	庫	資材置場	駐車場	農用施設	道	路	工	場	砂利採取	その他	合 計
2月	10,621	0	355	11,007	14,960	920	12	0	0	8,674	46,549					
3月	9,371	0	152	8,660	11,890	2,347	45	0	0	4,034	36,499					
4月	8,967	1,014	2,293	20,057	7,375	4,532	429	0	0	11,033	55,700					
合計	28,959	1,014	2,800	39,724	34,225	7,799	486	0	0	23,741	138,748					

全国農業図書紹介



平成19年度版農家のための
なんでもわかる農業の税制

所得・法人税、財産税、消費税
から国民健康保険税まで農業者の
方々に関係の深い20の税金につい
て、文字通り「なんでもわかる」よう
に、あらましと各種の特例措置など最
新の税制を網羅。

目次：

- ① 農家の税金、② 所得税、③ 法
- 人税、④ 相続税、⑤ 贈与税、⑥
- 地価税、⑦ 登録免許税、⑧ 消費
- 税、⑨ 石油石炭税、⑩ 印紙税、
- ⑪ 道府県民税および市町村民税、
- ⑫ 事業税、⑬ 地方消費税、⑭ 不
- 動産取得税、⑮ 固定資産税、⑯
- 特別土地保有税、⑰ 軽油引取税、
- ⑱ 事業所税、⑲ 都市計画税、⑳
- 国民健康保険税、など

定価 七〇〇円

【図書のiモード携帯サイト】
<http://www.nca.or.jp/toshoh/i/>

全国農業新聞の普及拡大を

全国農業新聞は、農業者の公
的利益代表機関である農業委員
会系統組織が発行する週間の農
業専門紙です。農業委員と農業
者、農業者と地域住民・消費者、
農村と都市の絆を強めるための
「かけはし」として、普及・拡
大に努めましょう。

購読料 月額 六百元
発行 毎週金曜
お申込みは農業委員会へ

あ
と
が
き

「かけはし21」第6号について

新年度から本会議常任会議員会議（毎月18日を定例）
において協議された農政対策の内容や組織対策の取り組
み方針等が、農業委員会活動に円滑に反映されるよう
「定例常任会議情報」にまとめ、電子メールで農委に配
信しておりますので、農業委員会の総会等で報告または
回覧して活用していただければ幸いです。（T・M）

徳島県農業会議へのお問い合わせ

TEL (088) 621-3054 fax (088) 655-8364
URL <http://www.tokukaigi.or.jp>
mail home@tokukaigi.or.jp